

東京圏、中京圏、関西圏、広島県及び福岡県から山口市へ移住される方へ



山口市わくわく移住支援補助金



\\ 山口市での就業・テレワーク・創業を応援します！ //

東京23区に在住または
通勤していた方

- 単身… 60万円
- 世帯… 100万円

さらに！
18歳未満の子どもがいる世帯は、
子ども1人につき100万円を加算

東京圏・中京圏・近畿圏、広島県
及び福岡県に在住していた方

- 単身… 30万円
- 世帯… 50万円

さらに！
18歳未満の子どもがいる世帯は、
子ども1人につき50万円を加算

※転入される時期によって、対象地域や要件等が異なります。
詳しくは、裏面をご覧ください。

申請に関するお問い合わせ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市 商工振興部ふるさと産業振興課 人材確保支援担当
TEL:083-934-2645
Eメール:furu@city.yamaguchi.lg.jp

対象要件等の
詳細はこちら



主な対象要件

※下記以外にも要件がありますので、必ず市ウェブサイトをご確認ください。

東京23区に在住または通勤していた方

移住元

- 転入する直前までの10年間のうち通算5年以上、東京23区内に居住していたまたは東京圏※のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- 転入する直前まで連続して1年以上、東京23区内に居住していたまたは東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

東京圏・中京圏・近畿圏、広島県及び福岡県に在住していた方

移住元

- 転入する直前までの10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に在住していたこと。
- 転入する直前まで連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県及び福岡県に在住していたこと。

就業・関係人口・テレワーク・創業に関する要件

※次のいずれかに該当すること。

就業

週20時間以上の
無期雇用契約

- やまぐちジョブナビに求人を掲載している支給対象法人への就業、あるいは、県または内閣府のプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用した就業であること。

関係人口

東京23区在住または
通勤の方のみ

- 市主催の移住体験ツアーに参加または県・市の移住促進支援制度を利用し、転入時45歳未満である。かつ、農林水産業や家業等のほか、市内に主たる事業所を有する中小企業者等への就業であること。

テレワーク

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、山口市を生活の本拠として、移住元での業務を引き続き週20時間以上のテレワークで行う。

創業

- 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、「やまぐち創業補助金」の交付決定を受けている。

申請期限

本補助金の申請は、転入後1年以内に行う必要があります。
申請を検討されている方は、必ず事前にご相談ください。

※以下の場合は補助金の返還対象となりますので、ご注意ください。

- 移住支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- 移住支援補助金の申請日から3年未満に山口市以外の市区町村に転出した場合：全額
- （就業の場合のみ）移住支援補助金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- （創業の場合のみ）「やまぐち創業支援補助金」に基づく交付決定を取り消された場合：全額
- 移住支援補助金の申請日から3年以上5年以内に山口市以外の市区町村に転出した場合：半額